

議案第 8 9 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求
める。

平成 8 年 1 2 月 2 0 日

三 朝 町 長 安 田 真 一 郎

平成 8 年 12 月 25 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）
第 1 条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を
次のように改正する。
第 9 条第 4 項中「2,500円」を「3,000円」に改める。
第11条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「40,000円」を「45,000円」に改める。
第17条第 1 項中「3,400円」を「3,600円」に改め、「相当する時間」の次に
「である日」を加え、「5,100円」を「5,400円」に改める。
第21条第 3 項中「580,000円」を「583,000円」に改める。
別表第 1 を次のように改める。

係
別表第1（第3条関）

行政職給料表								
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	184,800	218,400	236,100	256,500	276,000	297,400
2	134,900	171,000	191,700	226,600	245,000	265,500	285,300	307,400
3	139,300	177,700	198,700	235,000	254,000	274,600	294,900	317,600
4	143,800	184,800	205,700	243,900	262,700	283,700	304,600	328,100
5	148,900	190,600	213,300	252,800	271,300	292,800	314,400	338,600
6	154,700	195,700	221,200	261,400	279,900	302,100	324,300	349,000
7	160,700	200,800	229,000	269,800	288,500	311,500	334,300	359,100
8	166,900	205,900	236,400	278,200	297,000	321,000	344,200	368,900
9	171,400	210,600	242,900	286,400	305,500	330,500	353,900	378,700
10	174,900	215,100	249,300	294,500	313,900	340,000	363,400	388,400
11	177,900	219,500	255,600	302,400	322,200	349,600	372,800	398,100
12	180,600	223,900	261,400	309,900	329,900	359,100	381,900	407,800
13	183,300	228,200	267,000	317,200	337,600	368,400	390,700	417,400
14	185,500	231,600	272,200	324,300	345,000	377,500	398,300	426,600
15	187,600	234,700	277,400	330,700	350,900	385,600	404,900	433,600
16	189,200	237,800	282,100	336,800	356,400	392,000	410,900	440,300
17		240,900	286,300	341,200	361,200	398,200	416,000	444,700
18		243,800	290,000	345,100	365,200	402,400	420,300	449,200
19		245,800	293,400	348,800	368,800	406,500	424,600	453,500
20			296,100	351,500	372,200	410,500	428,700	457,400
21			298,700	354,100	375,200	414,500	432,600	461,200
22			301,100	356,700	378,200	418,400	436,300	
23			303,400	359,400	381,200	422,100		
24			305,700	362,200	384,300	425,700		
25			308,000	364,800	387,100			
26			310,200	367,400	389,900			
27			312,400	369,800				
28			314,600	372,200				
29			316,800					
30			319,000					
31			321,200					
32			323,400					

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項を次のように改める。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日（基準日の翌日から前項後段の任命権者が定める日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下同じ。）における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世 帯 等 の 区 分			
世 帯 主 で あ る 職 員			その他の職員
扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
39,600円	33,000円	19,800円	14,200円

第21条第3項を削り、同条第4項中「第2項及び」を削り、「第2項の」を「同項の」に、「これらの」を「同項の」に改め、同条中同項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

（三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和55年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第5項中「当分の間」を「平成9年3月31日までの間」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中三朝町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第1項の改正規定 平成9年1月1日
- (2) 第2条の規定及び附則第9項の規定 平成9年4月1日
- 2 第1条の規定（前項第1号に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。
- （最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、別に定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及び条例に基づき任命権者が定める規程に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(寒冷地手当に関する経過措置)

9 平成8年度の給与条例第21条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する同項後段の町長が定める日（以下「指定日」という。）以前から引き続き在職する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成12年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、第2条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第21条第2項の規定によるものとした場合の額（以下「改正後の額」という。）が、みなし額（改正後の条例の規定による平成8年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「平成8年度基準日」という。）における当該職員の給料月額と平成8年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の条例第9条第3項及び第4項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、改正後の条例の規定による平成8年度の基準日における給料月額）又は583,000円のいずれか低い額に平成8年度の基準日に対応する指定日において改正前の条例第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額と当該指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する額を合算した額（町長が定める場合にあつては、その定める額）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし額から改正後の額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えるときは、新条例第21条第2項の規定にかかわらず、みなし額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の額とする。

平成9年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	3万円
平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	5万円
平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	7万円
平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	9万円

(委任)

